

(広報資料)



区役所・支所への
来庁不要!

令和元年6月14日

京都市文化市民局

〔担当：地域自治推進室〕
電話：222-3085

事業所、企業等におけるマイナンバーカード「出張申請窓口」の実施について

京都市では、平成31年1月15日からサービスを開始した各種証明書のコンビニ交付の利用等に必要となるマイナンバーカード（以下「カード」という。）について、普及促進の取組を進めております。

この度、新たな普及促進策として、本市職員が事業所や企業等（以下「事業所等」という。）を直接訪問してカードの申請を受け付ける「出張申請窓口」の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

また、今回の取組と同じ仕組みで市民の皆様にもカードを取得していただけるよう、証明書発行コーナーでも、地域の皆様に周知したうえで、各コーナーを巡回する形で「出張申請窓口」の取組を実施します。

1 出張申請窓口の概要

- (1) 事業所等からの利用申込に基づき、本市の職員が当該事業所等を訪問し、カードの申請を受け付けます。
- (2) 申請後、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において作成したカードを申請者本人に郵送します。

※ 市外に住所地がある方でも申請の受付は可能。カードは住所地の市役所等において交付。

【本市におけるマイナンバーカードの申請方法等】

	申請時の手続等	交付時の手続等
交付時来庁方式 (制度開始当初～)	J-LISに対して申請書の郵送 又はパソコン、スマホ等から申請	区役所・支所窓口において本人 確認を行ったうえでカードを交付
申請時来庁方式 (平成29年10月～)	区役所・支所窓口において本人確 認を行ったうえで申請を受け付け	本人にカードを郵送
出張申請窓口 (令和元年6月～)	事業所等の職場に本市職員が訪問 し、本人確認を行ったうえで申請を 受け付け	本人にカードを郵送

2 対象とする事業所等

本市に事業所があり、20名以上*の申請予定者がいる事業所等

※ 20名未満の場合も、複数の事業所や事業者組合等による合同での実施が可能です。

3 利用の流れ

時期	手続等
30日前～	① 利用希望日の30日前までに申込
	② 京都市との日程調整・事前打合せ
	③ 職場内周知・申請者の取りまとめ等
利用当日	④ 申請の受付
約1箇月後	⑤ 申請者本人にカードを郵送



4 申請される事業所等への依頼事項

(1) 申請会場の確保

利用当日にカードの申請を受け付ける会場として、申請予定人数に対応できる会議室など（屋内で机、椅子等の備品、コンセントのある場所）の確保をお願いします。

(2) 申請予定者の取りまとめ等

申請予定者の取りまとめを行っていただくとともに、申請予定者に対して、申請会場や申請に必要な書類の周知をお願いします。

(3) その他

必要に応じて、コピー機をお借りする場合がありますので、御対応いただきますようお願いいたします。

5 開始時期

令和元年6月21日（金）から利用申込受付開始

6 申請受付実施時間

平日午前10時～午後4時（午前又は午後いずれかで概ね2時間程度）

7 申込方法

別紙「京都市マイナンバーカード出張申請窓口利用申込書」により、下記「8 申込み・問合せ先」まで、郵送、FAX又はメールにてお申込みください。

8 申込み・問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺町488番地

京都市文化市民局 地域自治推進室 市民窓口企画担当

電話：075-222-3085（午前8時45分～午後5時30分）

FAX：075-213-0321 E-mail：kusei@city.kyoto.lg.jp

9 証明書発行コーナーにおける「出張申請窓口」の実施

市内10箇所に設置している証明書発行コーナーにおいても、コンビニ交付サービスがスタートしたこの機を捉え、利用者の皆様にカードを取得していただけるよう、地域の皆様にも周知したうえで、各証明書発行コーナーを巡回する形で「出張申請窓口」の取組を実施します。